

大淀川地域森林計画書

(大淀川森林計画区)

計画期間

自 平成 30年 4月 1日

至 平成 40年 3月 31日

宮 崎 県

目 次

計画の大綱

1	森林計画区の概況	1
(1)	自然的背景	1
(2)	社会経済的背景	2
(3)	本計画の対象とする民有林の概要	5
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	14
(1)	実行結果	14
(2)	評価	14
3	計画樹立に当たっての基本的考え方	16
	計画事項	
第1	計画の対象とする森林の区域	17
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	18
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	18
(1)	森林の整備及び保全の目標	18
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	19
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	21
2	その他必要な事項	21
第3	森林の整備に関する事項	22
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	22
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	22
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	23
(3)	その他必要な事項	23
2	造林に関する事項	25
(1)	人工造林に関する指針	25
ア	人工造林の対象樹種に関する指針	25
イ	人工造林の標準的な方法に関する指針	25
ウ	伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針	26
(2)	天然更新に関する指針	26
ア	天然更新の対象樹種に関する指針	26
イ	天然更新の標準的な方法に関する指針	26
ウ	伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針	27
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	27
(4)	その他必要な事項	27
3	間伐及び保育に関する事項	28
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	28
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	28
(3)	その他必要な事項	29
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	30

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	30
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	32
(3) その他必要な事項	32
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	33
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	33
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	33
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	34
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	34
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	34
(6) その他必要な事項	34
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	35
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	35
(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	35
(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	36
(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	36
(5) その他必要な事項	37
第4 森林の保全に関する事項	38
1 森林の土地の保全に関する事項	38
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	38
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	46
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	46
(4) その他必要な事項	46
2 保安施設に関する事項	46
(1) 保安林の整備に関する方針	46
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	46
(3) 治山事業の実施に関する方針	46
(4) 特定保安林の整備に関する事項	47
(5) その他必要な事項	47
3 鳥獣害の防止に関する事項	47
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	47
(2) その他必要な事項	48

4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	48
(2)	鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	
(3)	林野火災の予防の方針	48
(4)	その他必要な事項	49
第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	50
(1)	保健機能森林の区域の基準	50
(2)	その他保健機能森林の整備に関する事項	50
ア	保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	50
イ	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	50
ウ	その他必要な事項	50
第6	計画量等	51
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	51
2	間伐面積	51
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	51
4	林道の開設及び拡張に関する計画	52
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	55
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	55
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	57
(3)	実施すべき治山事業の数量	58
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	58
第7	その他必要な事項	59
1	保安林その他制限林の施業方法	59
2	その他必要な事項	72

計 画 の 大 綱

計画の大綱

この計画は、森林法第5条第1項の規定に基づき、知事が、全国森林計画（計画期間：平成26年4月1日～平成41年3月31日）に即して、大淀川森林計画区に係る民有林について定める地域森林計画であり、計画期間は、平成30年4月1日から平成40年3月31日までの10年間とする。

1 森林計画区の概況

(1) 自然的背景

ア 位置

本計画区は、県の中部から南西部に位置し、宮崎・西諸県・北諸県地域の4市4町（宮崎市、都城市、小林市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町）を包括する区域である。

イ 地勢

宮崎地域は、大部分が宮崎平野の南部に含まれ、比較的平坦である。この地域は、河川沿いに広範囲にわたり段丘や扇状地が形成され、下流域に沖積平野が広がっている。しかし、本地域の南部には鱈塚山（1,118m）、双石山（509m）、西部には掃部岳（1,223m）、釈迦ヶ岳（831m）等があつて、起伏に富んだ急峻な地形となっている。青島から南部の海岸には、砂岩泥岩互層が波の侵食を受けてできた波状岩があり、日南海岸を代表する景観を形成している。河川は大淀川が多数の支流を集めて計画区のほぼ中央を西から東に貫流するほか、清武川、加江田川等の中小河川が日向灘へ注いでいる。

西諸県地域は、南西部に高千穂峰（1,574m）、韓国岳（1,700m）、白鳥山（1,363m）、夷守岳（1,344m）等1,000mを超える山々が連なる霧島山地があつて、地域のほぼ中央、東西方向に紙屋・野尻・小林・加久藤の各盆地が開けている。北部には、大森岳（1,109m）、西俣山（917m）等があつて急峻な地形を呈している。河川は、大淀川の支流の本庄川、綾北川等が北部を東に流れ、西部を川内川が西に流れている。

北諸県地域は、西部の霧島山地と東部の鱈塚山地に囲まれた山間盆地となっており、段丘と沖積地が発達した比較的平坦部の多い地域である。河川は、沖水川、庄内川、高崎川等の中小河川が、都城盆地の中心部に流下し、これらが合流し大淀川となって地域内を南北に貫流している。

ウ 地質

地質は、第三紀の四万十累層群上部に属するものが中央から北部の山間部、宮崎市高岡町南部から同市清武町南部の山間部等に分布し、同じく宮崎層群が宮崎平野の丘陵地、双石山周辺等に広く見られる。第四紀の霧島火山新・旧期溶岩、加久藤層群、加久藤火山碎屑流が西部山間部に分布し、同じく始良火山碎屑流が紙屋・加久藤・野尻・小林の各盆地、清武川中流域沿い北諸県地域の西部山地に広がり、いわゆる「シラス台地」を形成している。さらに第四紀の沖積層が大淀川、川内川等の下流域に分布している。

エ 土壌

全体的に、稜線部には乾性褐色森林土壌が分布している。西部山間部、宮崎市高岡町南部から同市田野町南部の山間部、北諸県地域の西部に黒ボク土壌が出現しており、総体的

に土壤条件には恵まれていない。中部から北部の山間部、南部の鰐塚山地等には、褐色森林土壤が分布しており、林木の生育に適した土壤となっている。

オ 気象

平均気温は、宮崎地域が約18℃、北諸県地域が約17℃、西諸県地域が約16℃、年平均降水量は、宮崎地域が約2,800mm、北諸県地域及び西諸県地域が約3,000mmである。

この比較的温暖多雨な気象条件は、林木の生育に好適な環境となっている。(表-1)

表-1 観測所別気象平均値(平成24~28年の平均値)

単位 気温：℃、降水量：mm

観測所名	気 温			年平均降水量	主風の方向
	平均	最高	最低		
宮崎	17.8	36.2	-2.6	2,829	西北西
都城	16.9	36.1	-5.3	2,999	北北東
小林	16.2	35.7	-4.9	3,084	西北西

注：最高、最低気温は年間の極値の平均

資料：気象庁

カ 自然景勝地

本計画区は海岸部に日南海岸国定公園、山岳部に九州中央山地国定公園、霧島錦江湾国立公園等の優れた自然景勝地を有する。

(2) 社会経済的背景

ア 交通網の状況

本計画区は、国道10号、221号、223号、268号、269号がほぼ中央部を東西に横断し、220号が日南海岸を南下し、265号が西部の山間部を南北に走っている。また、高速自動車道は、九州縦貫自動車道が、熊本県人吉市からえびの市に接続し、えびの市から鹿児島県鹿児島市に至る九州縦貫自動車道鹿児島線と宮崎市に至る九州縦貫自動車道宮崎線に分岐している。また、宮崎市清武町から分岐する東九州自動車道が福岡県北九州市まで開通している。これらを幹線として、国・県道、市町村道が縦横に連絡し、さらに農道、林道等が接続して道路網を形成している。

また、JR日豊本線が日向灘沿岸部を北部から南下し、宮崎市・都城市を経て鹿児島県へ、JR日南線が宮崎市から青島日南海岸を南下し、JR吉都線が都城市からえびの市を経て鹿児島県に至っている。

さらに、宮崎空港と宮崎港が物資流通等の拠点となっている。

イ 人口

本計画の人口は、平成27年の国勢調査によると693,581人で、県の総人口の62.8%を占めている。人口密度は、270.5人/km²となっている。

ウ 土地利用の状況

本計画区の総面積は256,414ha、県土面積の33%で、そのうち森林面積は、160,522haで、森林率は63%と県内計画区の中で最も低い。

森林のうち民有林は71,143haで44%、国有林は89,378haで56%となっており、国有林の割合は最も高く、県全体の国有林の50%を占めている。

耕地面積は38,536haで区域面積の15%、宅地等その他の面積は57,356haとなっている。

表 - 2 土地利用状況

単位 面積：ha、構成比：%

区 分	土地面積	森 林			耕 地	そ の 他	
		総 数	国 有 林	民 有 林			
大 淀 川 計 画 区	中部管内	86,949	50,363	24,973	25,390	11,926	24,660
	構成比	100	58	29	29	14	28
西諸県管内	西諸県管内	93,127	66,050	42,841	23,209	12,540	14,537
	構成比	100	71	46	25	13	16
北諸県管内	北諸県管内	76,338	44,108	21,564	22,544	14,070	18,160
	構成比	100	58	28	30	18	24
計 画 区	計画区計	256,414	160,522	89,378	71,143	38,536	57,356
	構成比	100	63	35	28	15	22
県	計	773,531	585,859	177,784	408,075	67,600	120,072
	構成比	100	76	23	53	9	15

注 1：土地面積は平成28年10月1日現在

2：森林面積は森林法第2条で定義された森林で平成29年3月31日現在

3：国有林には林野庁所管以外を含む

4：総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため

資料：土地面積については国土地理院『平成28年全国都道府県市区町村別面積調』

耕地面積については農林水産省統計部『平成28年耕地及び作付面積統計』

国有林面積については林野庁

民有林面積については県森林経営課

エ 産業の概要

本計画区の経済圏は宮崎市、都城市、小林市、えびの市を中心に発達している。平成26年度の産業別総生産額は第1次産業が785億円、第2次産業が4,477億円、第3次産業が17,920億円で、総額では23,478億円に達し、県全体の64%を占めている。

産業別総生産額の構成比を見ると、第1次産業が3%、第2次産業が19%、第3次産業が76%となっており、県平均に比べて第1次・第2次産業の占める割合が低く、第3次産業のウエイトが高い。(表-3)

また、産業別の就業者数は、第1次産業が29千人、第2次産業が61千人、第3次産業が228千人で合計317千人となっており、第3次産業の就業者数割合が全産業の72%、県全体の68%を占めている。(表-4)

表 - 3 産業別総生産額

単位 生産額：百万円、構成比：%

区 分	総 額	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	
		総 数	農 業	林 業	水産業			
大 淀 川 計 画 区	中部管内	1,452,763	32,796	31,018	1,257	521	201,247	1,201,447
	構成比	100	2	2	0	0	14	83
西諸県管内	西諸県管内	227,782	19,337	18,355	968	15	44,414	161,653
	構成比	100	8	8	0	0	19	71
北諸県管内	北諸県管内	667,272	26,410	24,640	1,294	477	202,082	428,880
	構成比	100	4	4	0	0	30	64
計画区域	計画区域	2,347,817	78,544	74,013	3,518	1,012	447,743	1,791,980
	構成比	100	3	3	0	0	19	76
県 計	計	3,643,441	158,375	129,802	11,132	17,441	818,582	2,622,718
	構成比	100	4	4	0	0	22	72

注 1：平成27年3月31日現在

2：総額は輸入品等に課される税等を加算した数値なので、各産業の合計と一致しない

3：総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため

資料：県統計調査課『平成26年度宮崎県の市町村民経済計算』

表 - 4 産業別就業者数

単位 就業者数：人、構成比：%

区 分	総 額	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	
		総 数	農 業	林 業	水産業			
大 淀 川 計 画 区	中部管内	193,266	12,450	11,643	410	397	31,892	148,924
	構成比	100	6	6	0	0	17	77
西諸県管内	西諸県管内	36,203	8,100	7,781	308	11	7,184	20,919
	構成比	100	22	21	1	0	20	58
北諸県管内	北諸県管内	87,842	8,205	7,864	319	22	21,852	57,785
	構成比	100	9	9	0	0	25	66
計画区域	計画区域	317,311	28,755	27,288	1,037	430	60,928	227,628
	構成比	100	9	9	0	0	19	72
県 計	計	508,237	56,021	49,747	3,194	3,080	107,057	345,159
	構成比	100	11	10	1	1	21	68

注 1：「分類不能の産業」は除く

2：総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため

資料：県統計調査課『平成27年国勢調査』

(3) 本計画の対象とする民有林の概要

ア 森林資源の現況

民有林の面積は71,048haで、本県民有林の17%、蓄積は29,303千m³で、21%となっており、ヘクタール当たりの蓄積は412m³となっている。

そのうち、人工林面積は47,983haで本県民有人工林の21%で、人工林率は68%と県内森林計画区では最も高い。また、人工林の樹種別構成比は、スギ82%、ヒノキ12%、マツ類2%、クヌギ・ナラ2%となっている。(表 - 5)

なお、天然林の面積は、18,602haで、本県民有林に占める割合は5%となっている。

表 - 5 人工林樹種別面積

単位 面積：ha、構成比：%

区 分	総 数	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ ・ナラ	その他 広葉樹	
大 淀 川 計 画 区	中部管内	16,598	14,590	1,114	627	13	124	131
	構成比	100	88	6	4	0	1	1
	西諸県管内	14,723	9,907	3,573	424	11	525	284
	構成比	100	67	24	3	0	4	2
	北諸県管内	16,662	14,595	1,134	103	15	494	320
	構成比	100	87	7	1	0	3	2
計 画 区 域	計画区域	47,983	39,092	5,821	1,154	38	1,143	735
	構成比	100	82	12	2	0	2	2
県	計	233,092	167,262	36,387	10,271	176	16,656	2,339
	構成比	100	72	16	4	0	7	1

注1：平成29年3月31日現在

2：総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため

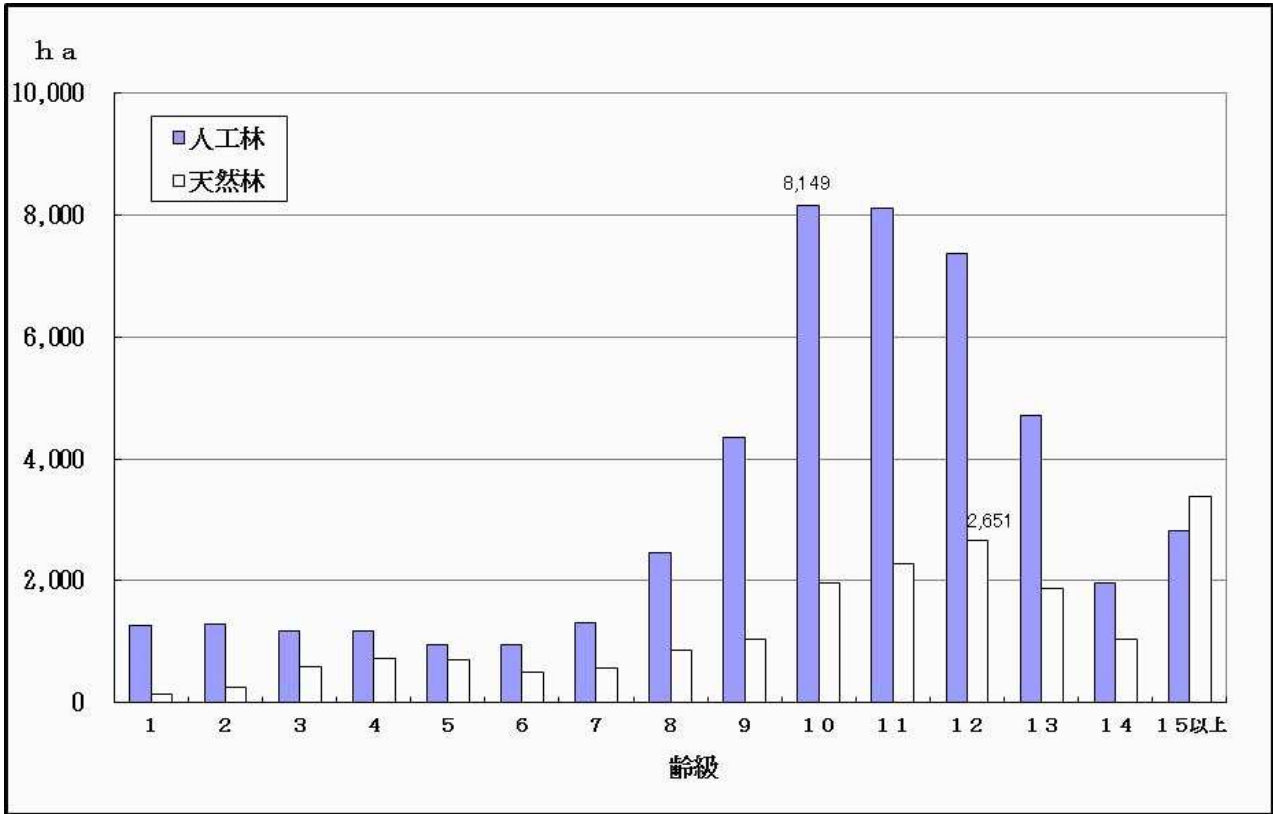
3：数値は地域森林計画対象森林

資料：県森林経営課

年齢別の人工林面積は、平成23年度末では10年齢が最も多く9年齢～12年齢が61%となっていたが、平成28年度末では10年齢が最も多く10年齢～13年齢が全体の59%を占めている。

なお、天然林の年齢別面積は、12年齢が最も多く、10年齢～13年齢が全体の47%を占めている。(図 - 1)

図 - 1 人工林・天然林別年齢別面積



注：平成29年3月31日現在

資料：県森林経営課

イ 森林の種類

森林の種類は、普通林が59,668haで84%、制限林が11,380ha（各制限林の重複を除く）で16%となっている。制限林のうち保安林は94%を占めている。保安林の種類別面積は、水源かん養保安林7,312ha、土砂流出防備保安林2,478ha、その他の保安林2,132haとなっている。

ウ 所有規模別面積・森林所有者数

所有形態別面積の構成比は、個人有林70%、会社有林15%、市町村有林8%等となっており、県計に比べ、会社有林の占める割合が大きく、森林総合研究所森林整備センター等の占める割合が小さくなっている。（表 - 6）

所有規模別森林所有者数の構成比は、1ha未満が83%、1ha以上～5ha未満が15%、5ha以上～30ha未満が2%、30ha以上が0%となっている。なお、1人当たりの所有面積は、平均は1.0haで県平均の2.9haを下回っている。（表 - 7）

表 - 6 所有形態別森林面積

単位 面積：ha、構成比：%

区 分	総 数	個 人	市町村	会 社	県	宮崎県 林業公 社	森林整 備センタ-	その他	
大 淀 川 計 画 区	中部管内	25,326	18,353	1,625	1,793	2,601	2	-	952
	構成比	100	73	6	7	10	0	0	4
西諸県管内	西諸県管内	23,207	14,891	2,149	5,071	855	0	9	232
	構成比	100	64	9	22	4	0	0	1
北諸県管内	北諸県管内	22,515	16,075	1,722	4,149	152	6	-	411
	構成比	100	71	8	18	1	0	0	2
計画区域	計画区域	71,048	49,319	5,496	11,014	3,608	8	9	1,594
	構成比	100	70	8	15	5	0	0	2
県 計	計	407,870	276,600	25,999	44,702	16,067	11,119	19,207	14,176
	構成比	100	68	6	11	4	3	5	3

注 1：平成29年 3月31日現在

2：総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため

3：「個人」は個人有林、共有林等の面積

4：「県」は県有林、県行造林等の面積

資料：県森林経営課

表 - 7 所有規模別森林所有者数

単位 所有者数：人、構成比：%

区 分	総 数	1 ha未満	1 ha以上 5 ha未満	5 ha以上 30ha未満	30ha以上 100ha未満	100ha以上	
大 淀 川 計 画 区	中部管内	20,358	15,964	3,825	513	40	16
	構成比	100	78	19	3	0	0
西諸県管内	西諸県管内	22,746	19,011	3,461	245	16	13
	構成比	100	84	15	1	0	0
北諸県管内	北諸県管内	25,837	22,192	3,257	336	38	14
	構成比	100	86	13	1	0	0
計画区域	計画区域	68,636	56,869	10,546	1,086	93	42
	構成比	100	83	15	2	0	0
県 計	計	140,068	99,815	29,073	9,616	1,317	247
	構成比	100	71	21	7	1	0

注 1：平成29年 3月31日現在

2：総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため

資料：県森林経営課

エ 森林資源の推移

平成28年度末の面積の内訳は、人工林が47,983ha、天然林が18,602ha、伐採跡地等その他の森林が4,462haである。平成23年度末と比較すると人工林が1,184ha減少し、天然林が101ha増加し、竹林が104haの増加し、無立木地などが819ha増加し、全体では158ha減少し

ている。

人工林の減少は、道路敷きへ異動したもの、開発などにより森林外へ異動したもの、造林地が天然生林へ移行したものが確認されたためである。

平成28年度末の蓄積は、開発等による森林面積の減少があったものの、スギ材積表を見直したことにより、平成23年度末に比べて人工林が145%、天然林が105%となり、全体では140%に増加し、ヘクタール当たりの蓄積は人工林が545m³、天然林が170m³となっている。(表 - 8)

表 - 8 森林資源の推移

単位 面積：ha、蓄積：千m³、千束（竹林）

区 分		平成23年度末		平成28年度末		増 減		
		面 積	蓄 積	面 積	蓄 積	面 積	蓄 積	
総 数		71,206	21,003	71,048	29,303	158	8,300	
立 木 地	総 数	67,668	21,003	66,585	29,303	1,083	8,300	
	人工林	総 数	49,167	17,980	47,983	26,141	1,184	8,161
		針葉樹	47,529	17,836	46,106	25,973	1,423	8,137
		広葉樹	1,639	145	1,878	168	239	23
	天然林	総 数	18,501	3,022	18,602	3,162	101	140
		針葉樹	292	85	285	86	7	1
広葉樹		18,209	2,937	18,317	3,075	108	138	
竹 林		2,316	1,632	2,420	1,736	104	104	
無 立 木 地		1,223	-	2,042	-	819	-	

注 1：蓄積の総数には竹林の蓄積は含まない

2：総数と内訳、増減が一致しないのは四捨五入のため

資料：県森林経営課

オ 造林及び伐採の動向

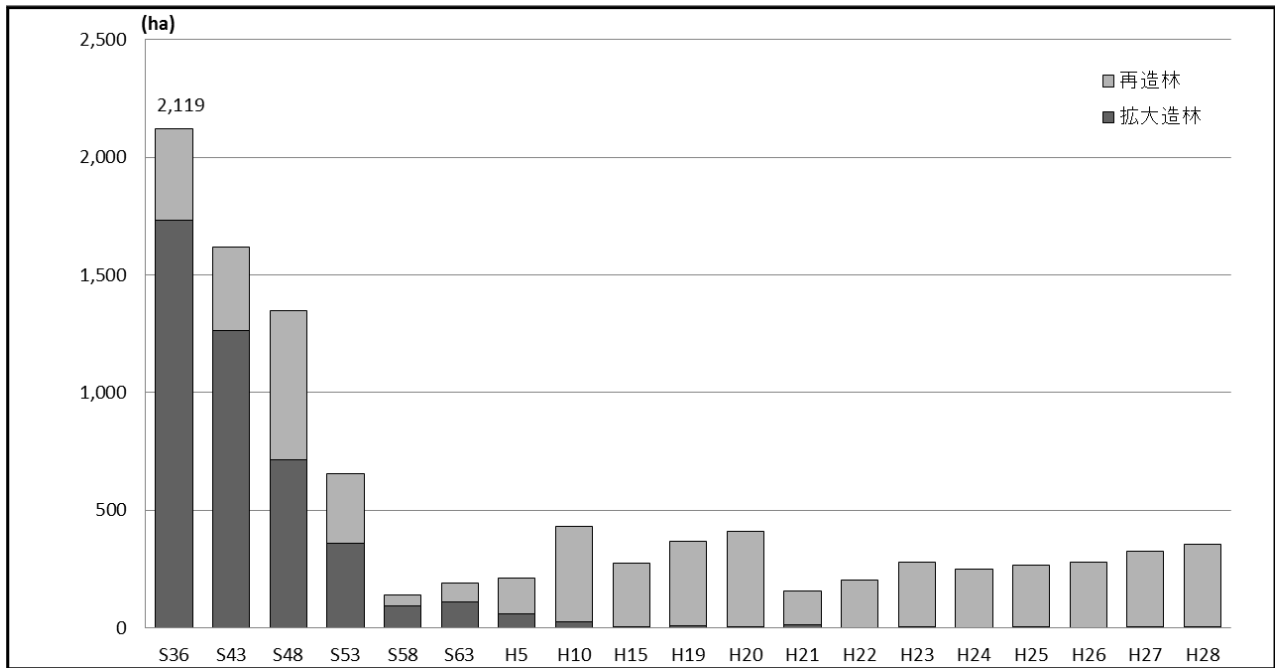
人工造林は、昭和36年度の2,119haをピークに年々減少しており、最近5ヵ年間（平成24～28年度）の実績では、年平均296haである。（図 - 2）

このうち、再造林は291ha、拡大造林は5haである。

主要樹種別の造林面積割合は、最近5箇年間の平均ではスギが76%、ヒノキが1%、その他が23%となっている。

また、伐採量は昭和30年代以降ほぼ20万～30万□で推移していたが、最近5箇年では平均39万□と大幅に増加している。（図 - 3）

図 - 2 人工造林面積の推移

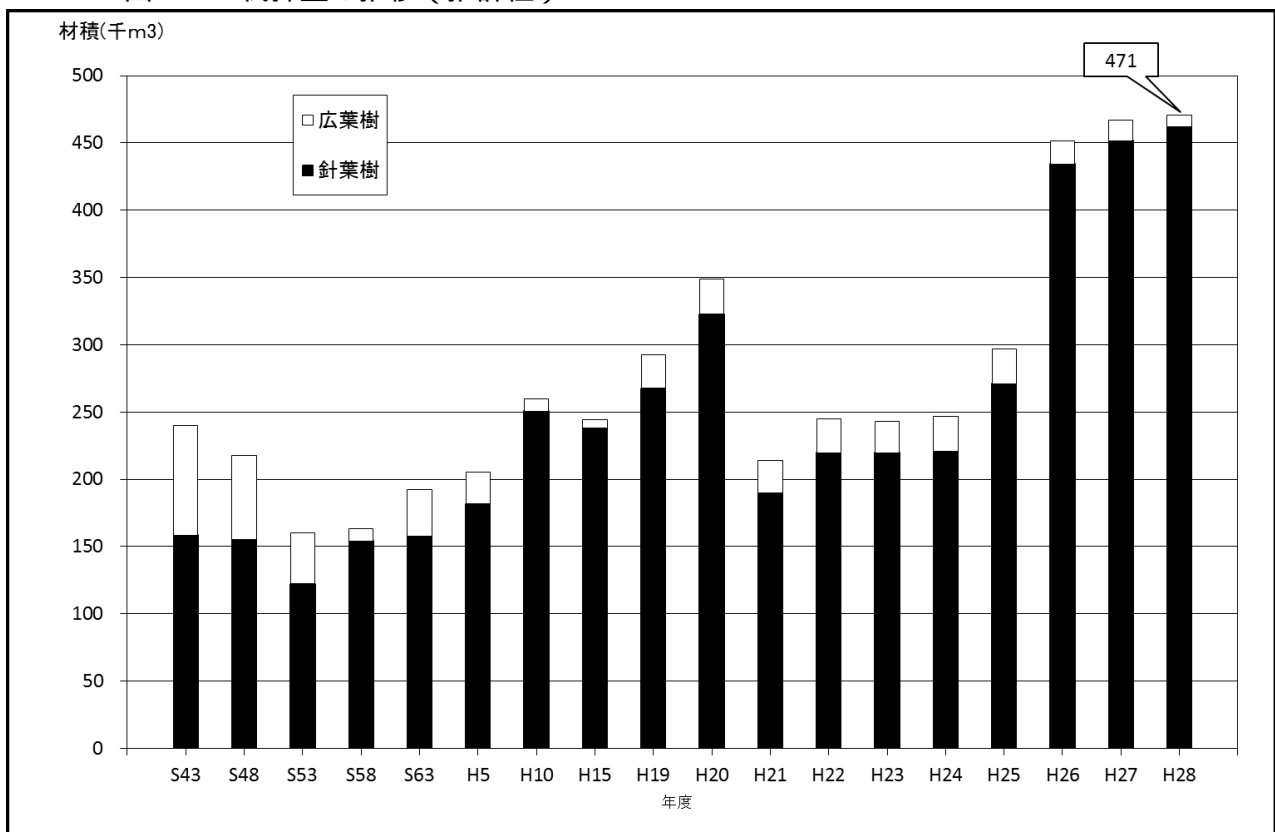


注：国有分収林を含む

資料

：県森林経営課

図 - 3 伐採量の推移 (推計値)



資料：県森林経営課

カ 木材流通・加工の状況

製材工場は、都城市を中心に平成27年現在、県全体の46%に当たる69の工場があり、平成28年の製品出荷量は443千 m^3 で県全体の47%となっており、出荷先別に見ると、製品の30%は県内出荷で、70%は県外に出荷されており、県外出荷のうち約7割が九州・沖縄圏域に出荷されている。(表-9、表-10)

計画区内には中・大規模の製材工場が多く、また、ペレット製造施設が小林市に2箇所整備され、未利用材等の有効活用が図られている。

流通施設は、素材市場が7事業所、製品市場が2事業所あり、木材の流通に重要な役割を果たしている。

なお、都城森林組合は、南那珂森林組合や鹿児島県の2つの森林組合と連携して木材輸出戦略協議会を設立し、志布志港(鹿児島県志布志市)を活用して、主に中国・台湾・韓国向けにスギ、ヒノキ丸太の輸出に取り組んでいる。

表-9 製材工場の現状(平成27年次)

区 分	工 場 数 (工場)	出力数 (Kw)	従業員数 (人)	原木消費量 (千 m^3)
大淀川計画区	69	25,124	892	690
県 計	149	47,269	1,777	1,465

資料：県山村・木材振興課

表-10 製品出荷先別出荷量(平成28年次)

単位 出荷量：千 m^3 、構成比：%

区 分	製 品 出荷量	出 荷 先						
		県 内	県 外					
			総 数	九 州	沖 縄	首都圏	関西圏	その他
大淀川計画区	444	134	309	200	15	23	28	43
	構成比	30	70	45	3	5	6	10
県 計	945	257	688	412	50	43	96	87
	構成比	27	73	44	5	5	10	9

注1：「首都圏」は、埼玉、東京、神奈川、千葉、茨城、栃木、群馬の各都県

2：「関西圏」は、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の各府県

3：総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため

資料：県山村・木材振興課

キ 基盤整備の状況

平成28年度末の林道延長は291km、作業路(道)延長は765kmとなっている。

また、林道密度は、ha当たり4.1m、林道に国・県道等の公道を加えた林内道路密度は、21.3mとなっている。さらに、これに作業道を加えた林内路網密度は、32.3mとなってい

る。(表 - 11)

また、高性能林業機械については、平成27年度末で200台で導入台数は県内で最も多い。

表 - 11 林道密度、林内道路密度及び路網密度

単位 密度：m / ha

区 分	林 道 密 度	林内道路密度	林内路網密度
中 部 管 内	3.8	22.8	28.3
西 諸 県 管 内	5.4	20.0	32.6
北 諸 県 管 内	3.3	21.0	36.5
計 画 区 域	4.1	21.3	32.3
県 平 均	6.5	18.5	38.1

資料：県森林経営課『平成28年度林内路網統計』

ク 民有林経営の組織化・計画化の動向

森林施業の集約化を推進し、安定的・持続的な林業経営基盤の確立を図るための森林経営計画は、平成28年度末の認定面積が約25千haで、計画対象民有林の34%で、県平均を大きく下回っている。(表 - 12)

表 - 12 森林経営計画の認定状況

単位 面積：ha

区 分	森林経営計画
中 部 管 内	5,613
西 諸 県 管 内	10,866
北 諸 県 管 内	8,036
計 画 区 域	24,515
県 計	204,930

注：平成29年3月31日現在

資料：県森林経営課

ケ 林業事業体の状況

素材生産を行う林業事業体は、県全体の48%に当たる203業者となっており、都城地区、宮崎中部地区、西諸地区の3つの素材生産事業協同組合が組織されている。

また、宮崎県森林組合連合会に加え、「宮崎中央森林組合」、「都城森林組合」、「西諸広域森林組合」の組合は、本計画区の民有林の林業経営の担い手として中心的役割を果たしており、事業の拡大等経営基盤の拡充や業務の効率化など経営の合理化に努めている。(表 - 13)

表 - 13 形態別素材生産業者数

単位 業者

区 分	総 数	会 社	個 人	協同組合	素生協	森林組合
中 部 管 内	66	43	19	2	-	2
西 諸 県 管 内	51	27	22	1	-	1
北 諸 県 管 内	86	46	35	4	-	1
計 画 区 域	203	116	76	7	-	4
県 計	421	234	157	15	6	9

注 : 平成28年5月31日現在

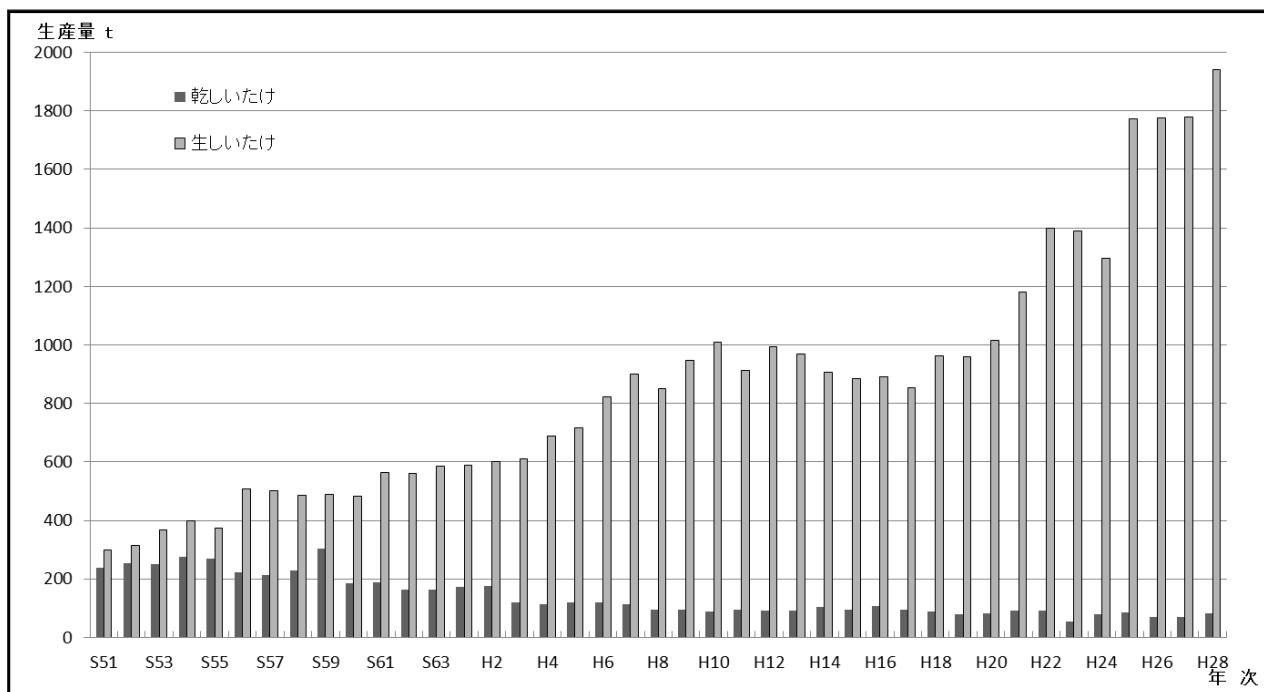
資料 : 県山村・木材振興課

コ 特用林産物等の動向

乾しいたけの生産量は、昭和59年の302 t をピークに減少してきており、最近5箇年（平成24～28年次）の年平均の生産量は、77 t で県全体の14%となっている。

一方、生しいたけの生産量は、近年、都城市の大型生産施設の稼働等により生産量が増加しており、最近5箇年の年平均では県内生産量の79%に当たる1,699 t 程度の生産量となっている。（図 - 4）

図 - 4 しいたけ生産量の推移



資料 : 県山村・木材振興課

サ その他の動向

(ア) 流域活性化センターの取り組み

本計画区の森林は本格的な伐採期を迎え、県内に木質バイオマス発電施設が整備されるなど新たな木材需要により伐採面積が増加している。

このため、大淀川流域森林・林業活性化センターにおいて、県、市町村、森林組合等で伐採パトロールを実施し、境界確認の徹底、環境に配慮した路網開設や伐採方法、林地残材の処理方法などについて指導するとともに、適切な再造林を推進している。

(イ) 林業担い手育成の取り組み

本計画区では、森林組合の作業班が森林整備の中核を担っているが、林業担い手の減少・高齢化に対応するため、今後とも若者の林業への参画を促進するとともに、就労環境の改善に取り組む必要がある。

これまでの取り組み成果として、15名の森林施業プランナーが育成されている。

また、平成26年に開講した宮崎県林業青年アカデミーの受講生のうち、1名が管内で就業している。

(ウ) その他

(持続可能な森林管理への取り組み)

本計画区では、平成16年9月に諸県県有林が森林認証を取得し、平成19年3月にも大平山県有林と一里山県有林が追加認証(計1,817ha)を取得したのをはじめ、宮崎市森林認証協議会(宮崎市市有林他:1,726ha)、都城市市有林(976ha)、小林市市有林(952ha)が森林認証を取得している。

これらの取組により、環境に配慮した適切な森林管理が行われるものと期待されている。

(100年先を見通した森林づくりへの取り組み)

綾川流域に残された原生的な照葉樹林は、我が国最大級のものとされ、照葉樹林を代表とする常緑のブナ科樹木の殆どの種が分布している。

平成17年5月に九州森林管理局、宮崎県、綾町、(公財)日本自然保護協会、てるはの森の会との間に「綾川流域照葉樹林帯保護・復元計画」の協定が締結され、原生的な照葉樹林の厳正な保護、人工林や二次林からの照葉樹林への復元、照葉樹林の重要性等を学ぶ環境教育などを行う、「綾の照葉樹林プロジェクト」が推進されている。

また、その対象地域を中心とした宮崎県「綾地域」については、平成23年10月に、日本ユネスコ国内委員会が、ユネスコエコパークへの推薦書をユネスコに提出し、平成24年7月にユネスコMAB国際調整理事会において登録された。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 実行結果

(計画期間：平成25年4月1日～平成30年3月31日、5年間)

区 分		計 画	実 行	実行歩合
伐採立木 材 積	総 数	1,560 千m ³	2,107 千m ³	135 %
	主 伐	1,122 千m ³	1,666 千m ³	148 %
	間 伐	438 千m ³	441 千m ³	101 %
間 伐 面 積		9,636 ha	5,090 ha	53 %
人 工 造 林		1,706 ha	1,532 ha	90 %
天 然 更 新		438 ha	152 ha	35 %
林 道	開 設 延 長	3.2 km	4.5 km	141 %
	拡 張 延 長	9.7 km	- km	- %
保 安 林 指 定 面 積		2,354 ha	2,268 ha	96 %
治 山 事 業 施 行 地 区		47 地区	79 地区	168 %

注：平成29年度の実行量は見込み

(2) 評価

ア 伐採立木材積

立木の伐採材積については、主伐は、本格的な収穫期を迎え増加傾向にあるため、計画量を大きく上回った。間伐は、当該実行期間に補助事業を活用した搬出間伐が実施されたことにより、ほぼ計画どおりとなった。

イ 間伐面積

間伐は、対象林の高齢級化により、伐採材積はほぼ計画どおりとなったが、主伐への意向の高まりにより、間伐面積は計画量を大きく下回った。

ウ 人工造林及び天然更新

人工造林については、森林所有者の意欲の低下や、担い手の不足等により、計画面積を下回った。なお、スギ、ヒノキのほか広葉樹など、多様な樹種による森林づくりが行われた。天然更新は計画を下回った。

エ 林道開設延長及び拡張の数量

林道については、林業専用道の開設が行われ、計画量を上回ったが、拡張(改良、舗装)については、予算確保などの理由により実績がなかった。計画路線のうち優先度の高い路線から開設を実施するとともに、森林施業の実施に合わせて森林作業道を整備する必要がある。

オ 保安林指定面積及び治山事業施行地区

保安林指定面積は、計画量をやや下回った。また、治山事業施行地区は、計画を上回った。梅雨前線や台風に伴う豪雨等による山地災害を防止するため、計画的に事業を実施していく必要がある。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

県土の76%を占める森林は、きれいな水を貯え、自然災害から県民の生命や財産を守り、多様な生態系を保全し、私たちの暮らしに恵みと安らぎを与えるほか、木材などの林産物の供給源としてかけがえのない存在である。

戦後の積極的な拡大造林によって造成された人工林は、その多くが収穫期を迎えており、資源の循環利用の観点から、木材を収穫し、その利用を図るとともに、再び植栽する「伐って、使って、植える」という資源循環型林業を確立し、将来の森林資源量を確実に確保していくことが重要となっている。また、高齢級の人工林を適切に伐採し、再造林することで、「森林の若返り」と年齢構成の平準化を進めていく必要がある。

このような背景のもと、森林から生み出される森林資源を無駄なく有効に活用しながら、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、地域の森林資源の現況や自然条件等を踏まえて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととする。

計画樹立に当たっては、本県林政の基本方針を示した「第七次宮崎県森林・林業長期計画（改訂計画）」との整合を図るとともに、全国森林計画に即して、森林資源の成長量を踏まえた伐採、造林等の森林の整備及び保全に関する計画事項を地域の実態に応じて定めることとする。

大淀川計画区は、県内でも製材業等の木材産業が最も発達した北諸県地域を包含し、木材産業の集積度の高い地域となっており、スギを中心とする人工林が、本格的な収穫時期を迎えていることから、計画的な伐採と確実な再造林により、将来にわたる木材の利用を維持し、本計画区の林業の成長産業化を進めることとする。

このため、計画区内の自然条件等に応じた様々な樹種から構成されるバランスのとれた年齢構成の森林への誘導を基本とし、森林資源の循環利用と水資源の涵養^{かん}などの果たすべき機能に応じた適正な森林管理を進めることにより、森林の有する多面的機能の維持・向上を図ることとする。

また、成熟した森林資源を有効に活用するため、路網と林業機械を組み合わせた効率的な作業システムを導入するとともに、地域林業の担い手となる人材の育成・確保や川下の木材産業との連携を図り、木材の安定供給体制を確立することとする。

さらに、山地災害防止機能や土壌保全機能を維持・増進するための適正な森林の施業を推進するとともに、豪雨、地震、地すべり、流木等の様々な現象による山地災害の防止やこれらによる災害を最小限にとどめるため、治山施設の整備や機能の低下した森林の整備を推進することとする。

計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

大淀川地域森林計画の対象とする森林は次のとおりとする。

単位 面積：ha

区 分		面 積	区 分		面 積
総 数		71,047.57	市 西 町 諸 村 県 別 管 内 内	小 計	23,207.05
				小 林 市	11,590.60
				えびの市	9,423.39
市 中 町 部 村 管 別 内 内 内	小 計	25,325.95	別 北 内 諸 内 県 内 管 内 内	高 原 町	2,193.06
	宮 崎 市	18,553.37		小 計	22,514.57
	国 富 町	3,429.56		都 城 市	17,369.95
	綾 町	3,343.02		三 股 町	5,144.62

注1：計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

2：本計画の対象森林は、（次の(1)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の(3)の事項については保安林及び保安施設地区の森林を除く。）次の(1)から(3)までの事項の対象となる。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可
- (2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出
- (3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出

3：森林計画図の閲覧場所は、次のとおりとする。

- 宮崎県環境森林部森林経営課（住所：宮崎市橘通東2-10-1 電話：0985(26)7159）
- 宮崎県中部農林振興局林務課（住所：宮崎市橘通東1-9-10 電話：0985(26)7283）
- 宮崎県西諸県農林振興局林務課（住所：小林市大字細野367-2 電話：0984(23)4725）
- 宮崎県北諸県農林振興局林務課（住所：都城市北原町24-21 電話：0986(23)4523）

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全に当たっては、木材の循環利用と森林の有する公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

また、スギを主体とした単層林については、本格的な利用が可能となる森林が急増していることから、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進に配慮しつつ、木材需要に弾力的に対応できるよう、間伐等の適切な実施、適確な更新の確保、伐採林齢の多様化等を計画的に推進することとする。

これら森林資源の状況を適確に把握するため、森林GISの効果的な活用を図ることとする。

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する多面的機能を高度に発揮するうえで望ましい森林の姿を森林の有する機能ごとに次のとおり定め、本計画区の森林資源の現況、自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等を配慮の上、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとする。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤整備が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の基本方針については、次のとおりとする。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
<p>水源涵養機能</p>	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図るとともに植栽等による確実な更新を行うこととする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
<p>山地災害防止機能 / 土壌保全機能</p>	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能 / 土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>

<p>快適環境 形成機能</p>	<p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
<p>保健・レ クリエー ション機 能</p>	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成を考慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
<p>生物多様 性保全機 能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
<p>木材等生 産機能</p>	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

なお、森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

また、これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha 蓄積：m³/ha

区 分		現 況	計 画 期 末
面 積	育成単層林	48,349	48,300
	育成複層林	275	295
	天然生林	17,960	19,789
森 林 蓄 積		440	450

注 1：現況は平成29年3月31日現在

2：計画期末は平成40年3月31日時点

3：竹林、無立木地は含まない（現況と計画期末の森林面積は同じ）

ア 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林

イ 育成複層林

森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層を構成する森林として人為的に成立させ維持される森林

ウ 天然生林

主として、天然力を活用することにより成立させ維持される森林

注1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表のかきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

2 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

3 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽、生育すること。

2 その他必要な事項

しいたけ原木としてのクヌギ林等については、林地条件等を勘察し、育成単層林施業を推進するものとする。

第3 森林の整備に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行うとともに、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。さらに、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行うこととする。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

市町村森林整備計画の作成に当たっては、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の1の「間伐立木材積その他の伐採立木材積」を踏まえ、次の事項を指針として、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案して森林の立木竹の伐採に関する事項を定めるものとする。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとし、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に伐採後の造林が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図れるように配慮したものとする。

さらに、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

特に、高性能林業機械等による伐採・搬出に当たっては、「環境に配慮した高性能林業機械の作業システム指針（平成20年3月宮崎県環境森林部）」を基準に、地形、地質等を十分考慮し、山地の崩壊や土砂の流出などの災害の未然防止を図るよう留意するものとする。

ア 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとし、皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、市町村の区域に生育する主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めることとし、施業の体系等が著しく異なる地域がある場合には当該地域ごとに定めることとする。

なお、立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではない。

標準伐期齢の参考林齢

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他の 針 葉 樹	クヌギ ・ナラ類	その他の 広 葉 樹
大淀川計画区	35年	40年	30年	40年	10年	10年

(3) その他必要な事項

ア 主伐の時期

人工林の主伐は、木材需要に対応できるよう主伐の時期の多様化によるバランスのとれた年齢構成にしていくこととし、樹種ごとの生産目標に応じた時期に行うものとする。

なお、しいたけ原木用のクヌギやナラ類については、それぞれの樹種ごとの用途等に対応した時期に伐採するものとする。

主伐時期の目安

地 区	樹 種	主伐時期の 目安(年)	標準的な施業体系		
			生産目標	仕立て方法	期待径級(cm)
大淀川 計画区	スギ	35 (70以上)	一般構造用材 (一般大径材)	中庸仕立て	28 (42以上)
	ヒノキ	40 (80以上)	一般構造用材 (一般大径材)	中庸仕立て	26 (40以上)
	クヌギ	10	しいたけ原木	中庸仕立て	12

イ 被害木であること等の理由により伐採を促進すべき森林

制限林や特用林及び自家用林、試験研究の目的に供している森林以外の森林で、風害、病虫害等の被害を受けているもの又は高齢林等のため被害を受けやすいものであって、地理的条件からみて伐採が容易であると認められるものは、その伐採を促進するものとする。

ウ 伐採届旗等の提示

伐採箇所には、市町村森林整備計画に適合した伐採であることを地域住民に周知するため市町村が発行する伐採届旗等を掲示し、無秩序な伐採や植栽未済地の抑制を図るものとする。

エ その他の留意事項

伐採箇所が道路などの公共施設や人家などに隣接する場合は、必要に応じて保護樹帯を設けるとともに、山地崩壊や土砂の流出など災害等が発生しないよう防止対策に努めるものとする。

また、伐採後は枝葉の河川等への流出防止対策に努めるものとし、現地条件に適した更新方法によりすみやかに更新を行うものとする。

さらに、伐採に当たっては隣接森林所有者との境界確認を行うなど、森林境界の明確化に努めるものとする。

2 造林に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の「森林整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の3の「人工造林及び天然更新別の造林面積」を踏まえ、次の事項を指針として、造林に関する事項を定めるものとする。また、伐採後の更新が完了していない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

なお、人工造林の対象樹種、人工造林の標準的な方法、伐採跡地の人工造林をすべき期間について、次の事項を指針として市町村森林整備計画において定めるものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種については、適地適木を旨として自然条件、地域における人工造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、スギ、ヒノキ、クヌギ等を主体とすることとし、必要に応じて多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含めるものとする。

また、苗木の選定については、成長に優れたものの導入や少花粉スギ等の花粉症対策苗木の導入に努めるものとする。

なお、広葉樹造林に当たっては、「宮崎県における広葉樹等の造林に関する調査報告書（1996年3月宮崎県林業総合センター）」等を参考として、地域の自然条件等に適合した樹種を選定するものとする。

さらに、苗木の選定に当たって上記以外の樹種を選定する場合は、林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選定するものとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種ごとに、下表の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数も勘案して定めるものとする。

樹種別・仕立て方法別・植栽本数

樹種	仕立て方法	植栽本数（本/ha）
スギ	中庸仕立て	2,000 ~ 3,000
ヒノキ	中庸仕立て	2,500 ~ 3,500
クヌギ	中庸仕立て	3,000 ~ 3,500

ここに定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を選定することとする。

(1) 人工造林の標準的な方法

a 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することや、林地の保全に配慮するものとする。

また、高性能林業機械による伐採・搬出作業と同時並行して地拵えや植栽を行う伐採と造林の一貫作業システムの導入など作業工程の効率化に努めるものとする。

b 植付け方法

気候その他の自然条件、既往の植付け方法等を勘案して植付け方法を定めるとともに適期に植え付けるものとする。

また、施業の効率化や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用にも努めるものとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するため、皆伐による伐採跡地で人工造林による更新を図るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新を完了するものとする。

択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了するものとする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等からみて、主として主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

なお、天然更新の対象樹種、天然更新の標準的な方法、伐採跡地の天然更新をすべき期間について、次の事項を指針として市町村森林整備計画において定めるものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

対象樹種は、針葉樹及びアカメガシワ、カラスザンショウ等の先駆性樹種、ブナ科、ニレ科、クスノキ科等の広葉樹であって、将来高木になりうる樹種とする。

主要更新対象樹種：宮崎県天然更新完了基準（平成19年10月宮崎県環境森林部）、参考資料8（以下「天然更新完了基準」という。）

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

期待成立本数や天然更新すべき本数は天然更新完了基準によることとし、天然下種更新の場合は、天然稚樹の発生・生育が不十分な箇所について、必要に応じ地表処理、刈出し、植込み等を行うものとする。

ぼう芽更新の場合は、目的樹種のぼう芽の発生状況を考慮し、必要に応じて芽かきや苗木の植込みを行うものとする。

(ア) 地表処理

タケやササの繁茂、粗腐植の堆積等により更新が困難な箇所は、かき起こし、枝条整理を行うものとする。

(イ) 刈出し

タケやササ、シダなどの下層植生により天然稚樹の育成が阻害されている箇所は、刈り払いを行うものとする。

(ウ) 植込み

天然更新が不十分な箇所について行うものとする。植え込む樹種は林地の気候、地形、土壌条件、既存の成林の生育状況、地域の経済条件等を考慮し、あわせて上層木の密度、耐陰性に配慮し適正なものを選定するものとする。植栽本数は、天然稚樹の生育状況を勘案して決めるものとする。

(エ) 芽かき

ぼう芽更新した芽のうち成長が良いもの2～3本立ちを基準とし、残りは間引くものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

伐採跡地の荒廃を防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に、天然更新完了基準に基づく更新を完了するものとする。

なお、更新が完了していないと判断される場合には植え込み等により確実に更新を図るものとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に必要な立木や天然下種更新に必要な母樹賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床の地表状況、ニホンジカ等による森林の被害状況、森林病虫害の発生状況、当該森林及び近隣の主伐実施箇所における天然更新の状況及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して、更新の確保が期待できない森林について、適確な更新を確保するものとする。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、市町村森林整備計画において定めるものとする。

(4) その他必要な事項

ア 優良苗木供給体制の整備

伐採後の再生林を確実に進めるため、需要に応じた優良な苗木の安定的な供給体制の整備に努めるものとする。

イ その他

造林に関するその他の必要な事項については、県林業技術センター等と連携し、地域の気候風土や自然条件等に適した施業方法等を定めるものとする。

3 間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の1の「間伐立木材積その他の伐採立木材積」及び第6の2の「間伐面積」を踏まえ、次の事項を指針として、間伐及び保育に関する事項を定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を標準とし、既往における間伐の方法を勘案して、林木の競合状態及び適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、間伐の実施時期、間隔、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとする。

樹種	施業体系	間伐林齢				間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目～	
スギ	一般 構造用材	13 ～	17 ～	24 ～	標準伐期齢以上で 間伐をする場合は 10～15年おきに実 施する。	宮崎県間伐技術指針 (昭和53年3月宮崎県 林務部)及び宮崎県 長伐期施業技術指針 (平成20年3月宮崎県 環境森林部)等により 実施する。
	一般 大径材	16	23	30		
ヒノキ	スギの施 業体系に 準ずる。					

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、次表に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとする。

保育の 種 類	樹 種	実 施 林 齢												備 考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
下 刈	ス ギ													
	ヒノキ													
	クヌギ													
つる切	ス ギ							<-	->					
	ヒノキ							<-	->					
	クヌギ							<-	->					
除 伐	ス ギ										<----	---->		
	ヒノキ										<----	---->		
	クヌギ										<----	---->		

- 注 1 : 印は通常予想される実行標準
 2 : 印は必要に応じて実施する
 3 : <--> 印は実行期間の範囲を示す

(3) その他必要な事項

上記(1)及び(2)によるほか、特に次に示す点に留意することとする。

ア 間伐

林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採するもので、伐採率（材積率）は35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後にその樹冠疎密度が10分の8以上に回復するよう行うものとする。

イ 下刈

標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、植生の繁茂状況に応じて追加して行うこととする。また、雑草木の繁茂が著しく、造林木の成長に悪影響を及ぼす場合は、2回刈りを行うものとする。

ウ つる切り

つる類の繁茂の著しい沢沿いの箇所等については、必要に応じ、2～3年に1回、立木の生育に支障をきたさないよう実施するものとする。

エ 除伐

目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用樹種は保存し育成するものとする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域と各機能ごとの具体的な施業方法については、市町村森林整備計画において定めることとする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、重複を認めるものとし、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めることとする。

また、公益的機能別施業森林の設定に当たっては、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めるものとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

区 域	区域設定の基準	施業の方法に関する指針
水源の ^{かん} 涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	水源かん養保安林、干害防備保安林 ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林 地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林 水源 ^{かん} 涵養機能の高い森林	伐期の延長及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保することとする。 伐期の延長は、伐採林齢を標準伐期齢より10年延長することとする。
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林 砂防指定周辺、山地災害危険地区 山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備 その他山地災害の防備を図る必要のある森林 山地災害防止機能 / 土壌保全機能の高い森林	それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を推進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。 長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林等の法令により快適環境形成機能の高度発揮を目的として森林施業の制限が設けられている森林 県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在	なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められている森林において、風致に優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森

	<p>する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林</p> <p>快適環境形成機能の高い森林</p>	<p>林施業を行うことが必要な場合は、特定広葉樹育成施業とする。</p> <p>長伐期施業は、伐採林齢を標準伐期齢の概ね2倍以上とすることとする。</p>
<p>保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>保健保安林、風致保安林</p> <p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林</p> <p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林</p> <p>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの森林</p> <p>保健、レクリエーション機能、文化機能、生物多様性機能の高い森林</p>	

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

区 域	区域設定の基準	施業の方法に関する指針																			
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<p>林木の生育に適した森林で、路網の整備状況等から効率的な森林施業が可能な森林</p> <p>木材生産機能の高い森林で、自然条及び社会条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林</p> <p>具体的には、森林毎の地位指数と地利級によって算定された1等地及び2等地に区分された森林を区域として設定するものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地位</th> <th colspan="3">地 利</th> </tr> <tr> <th>200m以内</th> <th>200m～500m</th> <th>500m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1等地</td> <td>1等地</td> <td>2等地</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1等地</td> <td>2等地</td> <td>3等地</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2等地</td> <td>3等地</td> <td>3等地</td> </tr> </tbody> </table> <p>地位：土壌型や表層地質、標高等を基礎にスコア表を作成し判定 地利：路網からの距離から3つに区分</p>	地位	地 利			200m以内	200m～500m	500m以上	1	1等地	1等地	2等地	2	1等地	2等地	3等地	3	2等地	3等地	3等地	<p>森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。</p> <p>計画的な伐採と植栽による確実な更新を推進し、多様な木材需要に応じた持続的な木材生産が可能となる資源構成になるよう努めることとする。</p>
地位	地 利																				
	200m以内	200m～500m	500m以上																		
1	1等地	1等地	2等地																		
2	1等地	2等地	3等地																		
3	2等地	3等地	3等地																		

(3) その他必要な事項

水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、クヌギ・ナラ類等を主林木とする森林については、地域の特性に応じて、次のとおり区域を設定し、施業方法を定めることができるものとする。

区 域	区域設定の基準	施業方法に関する指針
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に準じる森林	(1)の水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうちクヌギ・ナラ類等を主林木とする森林	<p>伐期の延長及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持を図りつつ、根系の発達及び表土の保全を確保することとする。</p> <p>伐期の延長は、伐採林齢を標準伐期齢より5年延長することとする。</p>

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の整備については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出、間伐の実施、多様な森林への誘導等に必要な森林施業を低コストで効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網を、林業機械を組み合わせた作業システムを踏まえて整備することとする。

林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業や作業システムに応じた林道の整備を推進することとする

森林作業道の開設については、森林の整備及び保全、木材生産等の施業の効率化に必要な路線の整備を行うものとし、市町村森林整備計画において定めるものとする。

なお、林道等の開設に当たっては、急峻な地形が多いことから自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基 幹 路 網	130	291
うち林業専用道	-	-

注1：平成29年3月31日現在

注2：基幹路網とは、林道及び林業専用道のことをいう。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するため、傾斜区分に応じた作業システムを「環境に配慮した高性能林業機械の作業システム指針（平成20年3月宮崎県環境森林部）」を基準に導入することとする。

また、地形傾斜及び作業システムに応じた路網密度は、次表を目安として林道（林業専用道を含む。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）するものとする。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5以上	5以上

- (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

地形、森林資源、路網等の状況を踏まえたうえで、路網の整備と森林施業の集約化を推進する区域を市町村森林整備計画において路網整備等推進区域として設定することとする。

- (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網を整備する等の観点から、路網整備に当たっては、「林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）」、「林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知）」及び「森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）」を基本として、宮崎県が定める「宮崎県作業道等開設基準（平成20年3月宮崎県環境森林部）」等に則り開設することとする。

- (5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし

- (6) その他必要な事項
該当なし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、流域内の地方公共団体、森林・林業・木材産業関係者の合意の形成を図りつつ、以下の事項について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進することとする。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大

地域の森林資源の現状、森林所有者の施業の実施状況等を勘案して、不在村森林所有者を含めた森林所有者等へ経営等の受委託の働きかけを積極的に行い、森林組合、林業事業体への経営委託と森林所有者の経営等の集約化を進めるものとする。その際、長期的な経営委託等が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示する提案型の施業の普及及び定着に努めるものとする。

イ 森林施業の共同化

小流域を単位とした森林の集団化が可能な地域にあっては、森林施業プランナーを核として市町村、森林組合等による地域協議会等の開催、普及啓発活動等を通じて、森林施業の共同実施、路網の維持運営等を行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに、施業実施協定の締結等により施業の確実な実施の促進を図るものとする。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、GISを活用した境界の確認など森林管理の適正化を図るものとする。

ウ 指導体制の強化

森林施業プランナーの養成を図るとともに、県・市町村・森林組合等関係機関による森林所有者等に対する指導体制を強化するものとする。

(2) 林業に従事する者の確保・育成に関する方針

ア 林業従事者の確保・育成

みやざき林業青年アカデミーなどにより新規就業者の確保を図るとともに、林業従事者の技能・技術の向上を図るため、各種林業技能研修への積極的な参加の促進や資格取得に対する支援を行うものとする。

また、地域林業のリーダーとなる担い手を育成するとともに、林業作業班員の労働安全の確保及び各種社会保険等への加入を促すことにより、労働環境の改善を進めるものとする。

イ 林業事業体の育成強化

森林組合や素材生産業者などの林業事業体を育成強化するため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき意欲ある事業体の認定を行うとともに、認定した事業体に対して宮崎県林業労働機械化センターによる高性能林業機械の貸与、福利厚生施設等の整備や社会保険・林業退職金共済掛金等の助成などの事業合理化や雇用改善に必要な支援を行

うものとする。

ウ 林業後継者の育成

林業研究グループ等の先導的活動への支援や経営・技術等に関する研修の実施等により、経営感覚に優れた地域の次の世代を担う林業後継者の育成に努めるものとする。

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

生産性の向上及び労働環境の改善を図るため、高性能林業機械の導入を促進し、オペレーターの養成、共同利用化等を推進するとともに、システム導入に必要な路網、作業ポイント等施設の整備に努めるものとする。

また、地形、経営形態等、地域の特性に応じた低コストで効率的な作業システムの導入を図り、特に林地の保全に留意することとする。

(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材（原木）流通の合理化

流域を単位として計画的な素材生産を推進し、共同出材等により出材ロットの拡大を図るとともに、今後の素材生産量の増大や大型製材工場の需要に対応するため、木材加工施設等への直納や他流域の原木市場との連携などにより、地域の状況を踏まえて、安定的・効率的な流通・加工体制の整備を促進することとする。

また、素材生産業者、流通業者及び民有林・国有林が一体となってまとまりのある原木の安定的確保を図り、流通の合理化に努めるものとする。

さらに、木質バイオマス発電施設等への林地残材等の安定的な供給体制を構築するため収集・運搬に必要な資機材や中間土場の整備に努めるものとする。

イ 木材加工の大型化・省力化・高次加工化

木材生産量の増大、県外を中心に急速に多様化する需要者ニーズ等に適確に対応していくため、複数の製材工場等との連携による生産の効率化を図るとともに、JAS規格等に適合する高品質材や乾燥材等の高次加工製品の安定的供給体制の整備を促進するものとする。

また、増加する大径材の加工に対応した生産ラインの整備・充実を進めるとともに、県木材利用技術センターなどと連携し、新たな用途の開発等に努めるものとする。

ウ 木材需要の拡大の推進

木材・住宅業界の連携したスギ大径材を利用した家づくりや、県内外への県産材の普及やPR、販路の拡大に努め、大口需要者等の多様なニーズに対する供給体制の整備を図り、「みやざきスギ」ブランドの確立に努めるものとする。

また、公共施設等の木造化・木質化の推進に努めるとともに、公共工事における木材利用を促進するものとする。

さらに、中国、台湾、韓国など木材の海外輸出促進を図るため、関係機関との連携強化に努めるものとする。

(5) その他必要な事項

山村における定住や都市と山村の交流の促進を図るため、山村集落における林業や木材産業での就業機会の創出や生活環境の整備、森林空間の総合的な利用推進に努めるものとする。

また、自伐林家や地域住民、NPO等の多様な主体による森林資源の利活用等森林施業の合理化に努めるものとする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考	
市町村	地区(林班)				
総 数		《587.64》 (1,267.75) 11,379.82			
宮 市	(旧)宮	総 数	(190.81) 731.69		
		23,76,78,98,99,101,107,113,115,127	(31.79) 54.40	森林の土地の 保全を図るた め、制限林は その施業方法 によるものと し、その他の 普通林につい ては、土砂の 流出、崩壊の 防止等林地の 保全機能の維 持に努める。	土砂流出防備 保 安 林
		70	0.14		土砂崩壊防備 保 安 林
	崎	58	0.47		防風保安林
		21,22,85,111	(159.02) 264.28		潮 害 防 備 保 安 林
		117	0.08		航 行 目 標 保 安 林
		21,22,85,113	(190.81) 256.06		保 健 保 安 林
		126,127	46.02		国 定 公 園 第一種特別地域
		111,116,130-134	39.45		国 定 公 園 第二種特別地域
		124-126	124.63		国 定 公 園 第三種特別地域
	94	4.05	県立自然公園 第三種特別地域		

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考	
市町村	地区(林班)				
宮 崎 市	(旧)宮崎	1,28,46,69	132.92	都市計画 風致地区	
	46	8.12			史跡名勝 天然記念物
	(旧)田野町	総 数	98.34		
	13	1,4-8,11,19,20,22,23	85.90	前に同じ。 水源かん養 保安林	
			12.44		土砂流出防備 保安林
	(旧)佐土原町	総 数	(66.13) 79.64		
	2	8,12-14,19 30,34 30,34	7.42	前に同じ。 水源かん養 保安林	
			1.82		土砂流出防備 保安林
			(66.13) 70.40		潮害防備 保安林
			(66.13) 66.13		保健保安林
	(旧)高岡町	総 数	636.50		
	14,15,18-20,22,23,30-35,41,43	1,7,9,11,13,14,16,17,24,26,28,29,31,32, 36,43,47,49-51,55-57,59,73	394.20	前に同じ。 水源かん養 保安林	
	134.31		土砂流出防備 保安林		
43,50,53,56	0.36		土砂崩壊防備 保安林		

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考
市町村	地区(林班)			
宮 岡 町	(旧)高岡町 67	1.32	前に同じ。	水 害 防 備 保 安 林
	7,43,54,55,58,71,75,76	106.31		干 害 防 備 保 安 林
崎 武 市 町	総 数		19.78	
	4,5,24-26	2.54	前に同じ。	土砂流出防備 保 安 林
	5	17.24		干 害 防 備 保 安 林
国富町	総 数		(9.22) 81.11	
	25	22.30	前に同じ。	水 源 か ん 養 保 安 林
	6,7,10,12,17,20,22,24,35,38,41,42,48	(9.22) 19.62		土砂流出防備 保 安 林
	2,43	0.21		土砂崩壊防備 保 安 林
	3,4,7,9,16,26	38.26		干 害 防 備 保 安 林
	7	(9.22) 9.22		保 健 保 安 林
	7,15	0.72		風 致 保 安 林

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考
市町村	地区(林班)			
綾 町	総 数	《573.39》 (780.17) 1,037.10		
	6, 19, 31, 32, 40-45, 52-64	《550.28》 (757.06) 847.35	前に同じ。	水源かん養 保安林
	5, 15, 17, 22-24, 40, 43, 48, 49, 51-53, 58-61, 64	《25.98》 (17.87) 122.61		土砂流出防備 保安林
	1, 12, 13	44.20		干 害 防 備 保 安 林
	40-45, 52-64	《563.80》 (757.06) 770.58		保健保安林
	51, 52, 54-56, 59, 61-64	(75.06) 84.62		国 定 公 園 第二種特別地域
	51-64	(498.33) 516.06		国 定 公 園 第三種特別地域
小 林 市	(旧) 小 総 数	(1.40) 946.41		
	10, 11, 18, 27, 54, 55, 62	(1.40) 143.91	前に同じ。	水源かん養 保安林
	林 1-6, 8, 9, 16, 19-21, 23, 30-34, 36, 39-51, 53-55	(0.55) 683.71		土砂流出防備 保安林
	2, 3, 12, 15	3.30		土砂崩壊防備 保安林
	60	8.45		防風保安林
	42	24.48		防火保安林
	1, 62	(0.85) 82.50		保健保安林
	61	1.46		史跡名勝 天然記念物

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考	
市町村	地区(林班)				
小 林 市	(旧) 須	総 数	(20.09) 123.07		
	木	3,19,20	(19.96) 19.96	前に同じ。	水源かん養 保安林
		2,8,9,13-16,19,23,25,26,28	(0.13) 94.04		土砂流出防備 保安林
		8,12	3.17		土砂崩壊防備 保安林
	23	(0.13) 4.73	防風保安林		
	3,19,20	(19.96) 21.26	保健保安林		
	(旧) 野	総 数	(1.37) 250.79		
	尻 町	32-35	(1.37) 128.78	前に同じ。	水源かん養 保安林
		1,3,5-10,12,14,15,17,22-28,30-32,37-42	(1.37) 103.20		土砂流出防備 保安林
		12	20.18		干害防備 保安林
	えびの市	総 数	(0.90) 3,899.39		
		19,34,37,38,42,47,50,59,66,68,72,75, 82-144	3,449.93	前に同じ。	水源かん養 保安林
1,6-9,11-18,21,27-31,34-43,46,48,49, 52-56,59,61-63,68,79,88		(0.90) 356.12	土砂流出防備 保安林		
1,13,15,20,25,27,30,35,43,44,46,52,54, 55		(0.49) 11.93	土砂崩壊防備 保安林		

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考
市町村	地区(林班)			
えびの市	19,37,38,42	20.98	前に同じ。	防風保安林
	7,11,29,54,55,58	60.92		干害防備 保安林
	42	(0.41) 0.41		保健保安林
高原町	総 数	(134.59) 361.93		
	15,33-36	(97.39) 101.37	前に同じ。	水源かん養 保安林
	2-7,9-11,14-17,19-21,24,27-34	(9.65) 206.96		土砂流出防備 保安林
	1,32	0.84		土砂崩壊防備 保安林
	24,33,34	(3.23) 15.47		防風保安林
	35	(34.19) 34.19		干害防備 保安林
	35,36	(124.94) 124.94		保健保安林
	29,33	12.97		都市計画 風致地区
総 数	《14.25》 (40.19) 1,226.12			
都 城 市	(旧) 都 城 市	25,47,65,82-88,94,122	前に同じ。	水源かん養 保安林
	8,16,18-20,22-26,29-34,36,38,39,41,46, 50,52-55,57,63-66,68,69,71,79,88,89,99, 103,104,113,115,117,118	《6.05》 (25.94) 225.07		土砂流出防備 保安林

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考	
市町村	地区(林班)				
都	(旧)都	22,24,28,29,32,34,54,55,61,69,113	前に同じ。	土砂崩壊防備 保 安 林	
	城	73,122		(8.20) 19.21	国 立 公 園 第二種特別地域
	市	9,16-22		(6.05) 290.04	県立自然公園 第二種特別地域
		11		15.14	都 市 計 画 風 致 地 区
城	(旧)山	総 数	(12.40) 26.43		
	之	2,16	(12.40) 13.86	前と同じ。	水 源 か ん 養 保 安 林
	口	2,5,8,10	11.33		土砂流出防備 保 安 林
	町	7	1.24		土砂崩壊防備 保 安 林
		16	(12.40) 12.40		保 健 保 安 林
市	(旧)高	総 数	125.26		
	城	2-4,8,9	44.22	前と同じ。	水 源 か ん 養 保 安 林
		1,3-8,10,11,14-16	73.27		土砂流出防備 保 安 林
	町	6,10,16	0.93		土砂崩壊防備 保 安 林
		11,13	6.84		都 市 計 画 風 致 地 区

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考
市町村	地区（林班）			
都 城 市	(旧) 山 田 町	総 数	65.37	
		1-4,6-8,10,12-14,16,18-20,22,24,28,29,37	65.37	前に同じ。 土砂流出防備 保 安 林
	(旧) 高 崎 町	総 数	64.93	
		52	36.23	前に同じ。 水 源 か ん 養 保 安 林
		2,3,5-7,12,13,15,16,18-21,24,31-33,36, 39,40,45,46,49,51	28.70	土砂流出防備 保 安 林
		総 数	(10.48) 1,605.96	
三 股 町		2,4-25,27-30	1,309.46	前に同じ。 水 源 か ん 養 保 安 林
		39,40,47,49-54,60	282.83	土砂流出防備 保 安 林
		54,56,66	3.19	土砂崩壊防備 保 安 林
		45,55	(10.48) 10.48	干 害 防 備 保 安 林
		45,55	(10.48) 10.48	保 健 保 安 林
		総 数	(10.48) 10.48	

注 1 : 数値は森林資源調査結果を基に算出。

2 : 総数は重複を除いたものである。

3 : 裸書きは制限林の実面積、() は保安林との重複（保安林の場合は他の保安林との兼種）で内数、《 》は公園との重複で内数である。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法
該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

調和のとれた快適な地域の環境の整備を推進する観点に立って、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全・形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けることとし、次の点に留意する。

ア 土石の切取、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容等を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

イ 土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

(4) その他必要な事項

該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、流域特性に応じた形で計画的に推進することとする。

その際、土砂流出防備等の機能を十分な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に関する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めるものとする。

なお、施行に当たっては、現地の実情を踏まえ、必要に応じて在来種による緑化など生物多様性の保全に努めるものとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

指定目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件の全てを満たす森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、間伐等の必要な施業等を計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。

ア 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、又はおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するため早急に施業を実施する必要があると認められること。

イ 気候、地形、土壌等の自然条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。

ウ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

(5) その他必要な事項

該当なし

3 鳥獣害の防止に関する事項

鳥獣害の防止に関する事項については、野生鳥獣による被害状況等に応じ、次の事項を方針として市町村森林整備計画において定めるものとする。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定するものとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために防護柵の設置などの効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進するものとする。

その際、県林業技術センター（鳥獣被害対策支援センター）や関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努めるものとする。

(2) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、必要に応じて、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集や巡回調査などにより、鳥獣害防止対策の実施状況の確認に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林の育成等により森林病虫害、鳥獣害、気象害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるものとする。

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

保安林等公益的機能の高い森林について重点的に森林の巡視を実施し、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。特に、海岸などのマツの多い地域にあっては被害抑制のための健全な松林の整備と松くい虫の防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動の一層の推進を図るとともに、被害の状況に応じ、他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。

また、新たに発生する森林病虫害については、情報把握や防除方法等の状況提供に努めるものとする。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、被害の実態を把握し、被害対策を講じるとともに被害跡地の復旧に努めるものとする。

林業採算性の低い奥地森林においては、野生鳥獣の生息環境となる天然林の保全を推進するものとする。

また、宮崎県第二種特定鳥獣管理計画に基づいて、個体数管理等を行うものとする。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災対策については、山火事防止パレード等による県民への発生防止の啓発活動を行うとともに、森林巡視等を適宜実施することとする。

森林病虫害の駆除のための火入れの実施については、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うものとする。

(4) その他必要な事項

森林病虫害や野生鳥獣による森林被害防止対策に係る必要な事項については、県林業技術センター（鳥獣被害対策支援センター）と連携して行うものとする。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養、^{かん} 県土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて、多様な施業を積極的に実施することとする。

なお、これらの場合において、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこととする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財等の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備等を行うものとする。

なお、整備しようとする施設の建築物の高さの基準となる対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）を市町村森林整備計画において定めるものとする。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全確保に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び県土の保全に適切な配慮を行うものとする。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	3,724	3,492	232	2,718	2,486	232	1,006	1,006	-
うち前半5年分	1,846	1,730	116	1,353	1,237	116	493	493	-

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間 伐 の 面 積
総 数	17,367
うち前半5年分	8,991

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	4,132	804
うち前半5年分	1,790	434

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(1) 開設すべき林道の数量等

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)		(利用区域 面積)	前半5ヶ年の 計画箇所	対図番号	備考		
					延長	箇所						
開設	自動車道		宮崎市	白浜	1.0		40 ha					
				塩鶴・伯田	0.9		120 ha					
				椎屋形・柞木橋	1.1		233 ha					
				清武・北郷	0.9		25 ha					
				尾谷	0.8		42 ha		5202			
				片井野天神	1.4		147 ha					
				西平	0.8		51 ha		4250			
				飯屋原	0.8		21 ha					
				門石・唐仁田	1.0		42 ha					
				松坂・仁田尾	3.4		800 ha					
				永迫	1.2		50 ha		5204			
				柿谷	0.7		91 ha		4218			
				荒平	0.8		68 ha					
				小椎屋	1.4		31 ha					
				梁瀬・田中	1.1		39 ha					
				松ヶ八重	1.0		123 ha					
				加納・船引	1.6		75 ha					
				小計	19.9							
						綾町	柿ヶ野	1.1		80 ha		
					釜牟田(1)		0.8		50 ha			
					釜牟田(2)		0.9		45 ha			
					釜牟田(3)		0.5		93 ha			
					久木ヶ尾		0.5		75 ha			
					小屋ヶ谷		1.1		220 ha			
					小屋ヶ谷(2)		0.9		60 ha			
					小屋ヶ谷(3)		1.1		70 ha			
					久木野々		1.2		40 ha			
					川中		0.8		60 ha			
					尾谷		1.1		65 ha			
					六反田	1.0		110 ha				
					小計	11.0						
					中部	29路線	30.9					
					小林市	境谷	2.2		1,052 ha		2203	
						西木場・山仁田	2.4		53 ha		4225	
						アシカリ	0.8		23 ha			
						宇目・須木	1.3		17,200 ha		1000.4	
						桑原谷	1.0		36 ha			
						高野谷	0.8		37 ha			
						川内	1.0		47 ha			
						内山	1.2		52 ha			
						神上	2.3		88 ha		4270	
						小野	1.3		34 ha			
		湯ノ元	0.5			33 ha						
		田野	1.7		26 ha							
		小計	16.5									

注 路線数の裸書は延数、()書は実数

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)		(利用区域 面積)	前半5ヶ年の 計画箇所	対図番号	備考			
					延長	箇所							
開設	自動車道		えびの市	木屋ヶ野	2.2		76 ha		4278				
				木屋ヶ野 2	0.8		20 ha						
				林業専用道 中原	1.0		20 ha						
				林業専用道 鬼岩	1.0		25 ha						
				林業専用道 木場添	1.5		30 ha						
				小計	6.5								
			高原町	後川内	1.0		70 ha						
				宇津木	1.3		47 ha						
				小計	2.3								
			西諸県	19 路線	25.3								
			都城市	千穂	2.0		56 ha			4266			
				二俣	2.0		125 ha			4265			
				尾平野	2.0		266 ha						
				石山	1.0		53 ha						
				祝谷	2.0		20 ha			7204			
				菅谷	2.0		28 ha						
				林業専用道 牛ノ脛	1.0		11 ha						
				林業専用道 夏尾	1.0		20 ha						
				林業専用道 美川	3.0		14 ha						
				林業専用道 四方面	1.0		58 ha			7205			
				林業専用道 梅北	2.0		25 ha						
				林業専用道 鷹ヶ岡 2号	1.0		10 ha			2001			
				林業専用道 豊満	1.0		25 ha						
				林業専用道 日平	2.0		15 ha						
				林業専用道 神応寺	1.0		30 ha						
				林業専用道 斧研	2.0		15 ha						
				林業専用道 中原	2.0		30 ha						
				林業専用道 川崎	1.0		20 ha						
				林業専用道 上園	1.0		30 ha						
				林業専用道 五本松	1.0		35 ha						
				林業専用道 市ノ久保	3.0		30 ha						
				林業専用道 赤松	2.0		20 ha						
				林業専用道 千穂	1.0		5 ha						
				林業専用道 煙硝谷	1.0		44 ha						
				林業専用道 松ヶ迫	2.0		45 ha						
				林業専用道 大開	3.0		60 ha						
					小計	43.0							
				三股町	高畑	2.0		209 ha					
					小計	2.0							
				北諸県	27 路線	45.0							
				開設計				75 路線	101.2				

注 路線数の裸書は延数、()書は実数

(2) 拡張すべき林道の種別、箇所別の数量

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)		(利用区域 面積)	前半5ヶ年の 計画箇所	対図番号	備考
					延長	箇所				
拡張	自動車道	宮崎市	清武・北郷	1.0		25 ha		55		
			西平	2.5		51 ha		56		
			門石・唐仁田	1.6		42 ha		57		
			松坂・仁田尾	4.2	2	800 ha		58		
			押田・田中	1.1		44 ha		59		
			左ケ田	0.2		57 ha		60		
			場床	2.1	1	172 ha		61		
			尾谷	1.2		50 ha		62		
			城ヶ峰	1.6		33 ha		63		
			へり山	0.8		63 ha		64		
			下六	3.4		88 ha		65		
			加納・古城		4	140 ha		66		
			小計	19.7	7					
			綾町	綾南		3	191 ha		67	
		尾堂	2.0		92 ha		68			
		小計	2.0	3						
		中部	1 4 路線	21.7	10					
		小林市	木浦木		8	584 ha		69		
		アラタニ	0.5		110 ha		70			
		中村	2.0		72 ha		71			
		山宮	0.6		103 ha		72			
		佐土瀬	2.2		70 ha		73			
		小計	5.3	8						
		西諸県	5 路線	5.3	8					
		尾首山	1.9		39 ha		76			
		鍋ノ谷	4.0		290 ha		77			
		二俣	4.0		125 ha		78			
		祝谷	2.1		54 ha		80			
		四方面	3.2		57 ha		81			
		池ノ原	1.3		15 ha		82			
小計	16.5									
北諸県	6 路線	16.5								
拡張計			2 5 路線	43.5	18					

注 路線数の裸書は延数、()書は実数

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	うち前半5年分	備考
総数(実面積)	18,307	17,444	
水源涵養のための保安林	12,090	11,266	
災害防備のための保安林	5,768	5,198	
保健、風致の保存等のための保安林	1,962	1,896	

注 2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、総数が内訳の合計に一致しない。

計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位：面積 ha

指定解除別	種類	森林の所在		面積	前半5カ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考	
		市町村	区域					
指定	総数			3,652	2,192			
	水源涵養のための保安林	総数		1,234	410	水資源の確保及び林地保全のため。		
		中部管内	小計		258			86
			宮崎市		108			36
			国富町 綾町		6 144			2 48
		西諸県管内	小計		520			172
			小林市		108			36
えびの市 高原町			402 10	134 2				

指定 解除 別	種 類	森林の所在		面 積	前半5カ年 の計画面積	指定又は 解除を必 要とする 理由	備考
		市 町 村	区 域				
指	水源涵養 のための 保安林	北 諸 県 管 内	小 計		456	152	水資源の 確保及び 林地保全 のため。
			都 城 市 三 股 町		174 282	58 94	
	災害防備 のための 保安林	総 数			1,949	1,379	林地の流 出及び崩 壊等を未 然に防止 するた め。
		中 部 管 内	小 計		626	441	
			宮 崎 市		502	352	
			国 富 町 綾 町		35 89	25 64	
		西 諸 県 管 内	小 計		877	622	
			小 林 市		137	97	
			えびの市 高 原 町		686 54	486 39	
		北 諸 県 管 内	小 計		446	316	
都 城 市 三 股 町			242 204	172 144			
定	保健、風 致の保存 等のため の保安林	総 数			469	403	保健休養 及びレク リേഷン の場と するた め。
		中 部 管 内	小 計		342	296	
			宮 崎 市		104	89	
			国 富 町 綾 町		3 235	3 204	
		西 諸 県 管 内	小 計		102	87	
			小 林 市		62	52	
			高 原 町		40	35	
		北 諸 県 管 内	小 計		25	20	
都 城 市 三 股 町			22 3	17 3			

指定 解除 別	種 類	森林の所在		面 積	前半5カ年 の計画面積	指定又は 解除を必 要とする 理由	備考	
		市 町 村	区 域					
解 除	総 数			1	1			
	災害防備 ための保 安林	総 数		1	1			
		西 諸 県 管 内	小 計		1	1		
			小 林 市 えびの市		0 0	0 0	指 定 理 由 の 消 滅	

注 : 総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため

計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積 : ha

種 類	指 定 施 業 要 件 の 整 備 区 分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源 ^{かん} 涵養のための保安林	10	-	210	201	91
災害防備のための保安林	-	-	831	831	124
保健、風致の保存等のための保安林	-	-	714	714	183

- (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行 地区 数	うち前半 5年分	主な工種	備考
市町村	区域				
総数		87	44	溪間工 山腹工 地すべり防止工 森林整備	
中部管内	小計	12	7		
	宮崎市	7	4		
	国富町	1	1		
	綾町	4	2		
西諸県管内	小計	41	20		
	小林市	17	8		
	えびの市	18	9		
	高原町	6	3		
北諸県管内	小計	34	17		
	都城市	14	7		
	三股町	20	10		

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林2について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
水源か ん 養 保 安 林	総数		《558.48》 [915.52] 7311.85	<p>1 主伐に係る伐採の方法は、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が著しいと認められるもの）にあっては、禁伐）。その他の森林にあっては、伐採種を定めない。</p> <p>2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。但し、機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良することが必要であり、当該改良のためにする伐採が当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められる時は、この限りでない。</p> <p>3 伐採年度ごとに皆伐でき目的の達成に支障を及ぼさる面積の限度は森林法施行令第4条の2第3項に基づき、毎年宮崎県知事が公表する範囲内とする。</p> <p>4 間伐に係る伐採の方法は、主伐に係る伐採種を定めない森林、択伐とする森林で択伐林型を造成するため間伐を必要とするもの及び禁伐とする森林で保育のために間伐をしなければ指</p>	<p>1 植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる伐採跡地については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>2 植栽の方法は、満1年以上の苗をおおむねha当たり伐採跡地につき適確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上必要なもの割合で均等に分布するよう植栽するものとする。</p> <p>3 植栽の樹種は、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用</p>	
	宮	(旧) 田野町	13			85.90
	崎	(旧) 佐土原町	2			7.42
	市	(旧) 高岡町	14, 15, 18-20, 22, 23, 30-35, 41, 43			394.20
	国富町		25			22.30
	綾町		6, 19, 31, 32, 40-45, 52-64			《550.28》 (757.06) 847.35
	小	(旧) 小林市	10, 11, 18, 27, 54, 55, 62			(1.40) 143.91
	林	(旧) 須木村	3, 19, 20			(19.96) 19.96
	市	(旧) 野尻町	32-35			(1.37) 128.78
	えびの市		19, 34, 37, 38, 42, 47, 50, 59, 66, 68, 72, 75, 82-144			3,449.93
	高原町		15, 33-36			(97.39) 101.37

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
水源 かん 養 保 安 林	都 城 市	(旧) 都城市	25,47,65, 82-88,94,122	《8.20》 (25.94) 706.96	定の目的を達成することができないものについて定める。 5 間伐の伐採率は、立木材積の10分の3.5を超えず、かつ、樹冠疎密度が10分の8以下となったとしても、5年後に10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内とする。	に資することができる樹種とする。
		(旧) 山之口町	2,16	(12.40) 13.86		
		(旧) 高城町	2-4,8,9	44.22		
		(旧) 高崎町	52	36.23		
	三股町	2,4-25,27-30	1,309.46			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
土砂流出防止保安林	総数		《32.03》 (97.42) 2478.34	1 主伐に係る伐採の方法は、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。		水源かん養保安林と同じ。
	(旧)宮崎市	23,76,78,98,99,101,107,113,115,127	(31.79) 54.40	2 地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。		
	(旧)宮田野町	1,4-8,11,19,20,22,23	12.44	3 その他の森林にあっては、択伐とする。		
	(旧)佐土原町	8,12-14,19	1.82	4 主伐に係る伐採をすることができる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。		
	(旧)高岡町	1,7,9,11,13,14,16,17,24,26,28,29,31,32,36,43,47,49-51,55-57,59,73	134.31	5 伐採年度ごとに皆伐できる面積の限度は森林法施行令第4条の2第3項に基づき、毎年宮崎県知事が公表する範囲内とする。		
	(旧)清武町	4,5,24-26	2.54	6 伐採年度ごとに択伐することができる立木の伐採の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た材積とする。		
	国富町	6,7,10,12,17,20,22,24,35,38,41,42,48	(9.22) 19.62			
	綾町	5,15,17,22-24,40,43,48,49,51-53,58-61,64	《25.98》 (17.87) 122.61			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
土砂流出防備保安林	小林市	(旧) 小林市 1-6,8,9,16, 19-21,23, 30-34,36, 39-51,53-55	(0.55) 683.71			
		(旧) 須木村 2,8,9,13-16, 19,23,25,26, 28	(0.13) 94.04			
		(旧) 野尻町 1,3,5-10,12, 14,15,17, 22-28,30-32, 37-42	(1.37) 103.20			
	えびの市	1,6-9,11-18, 21,27-31, 34-43,46,48, 49,52-56,59, 61-63,68,79, 88	(0.90) 356.12			
	高原町	2-7,9-11, 14-17,19-21, 24,27-34	(9.65) 206.96			
	都城	(旧) 都城市 8,16,18-20, 22-26,29-34, 36,38,39,41, 46,50,52-55, 57,63-66,68, 69,71,79,88, 89,99,103, 104,113,115, 117,118	《6.05》 (25.94) 225.07			
		(旧) 山之口町 2,5,8,10	11.33			
	高城町	(旧) 高城町 1,3-8,10,11, 14-16	73.27			
		(旧) 山田町 1-4,6-8,10, 12-14,16, 18-20,22,24, 28,29,37	65.37			
		(旧) 高崎町 2,3,5-7,12, 13,15,16, 18-21,24, 31-33,36,39, 40,45,46,49, 51	28.70			
三股町	39,40,47, 49-54,60	282.83				

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他		
土砂崩壊防備保安林	総数		(0.49) 35.20	1 主伐に係る伐採の方法は、保安施設事業の施行地で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。 2 その他の森林にあっては、択伐とする。 3 土砂流出防備保安林の4と同じ。 4 土砂流出防備保安林の6と同じ。	水源かん養保安林と同じ。		
	宮崎	(旧)宮崎市	70				0.14
		(旧)高岡町	43,50,53,56				0.36
	国富町		2,43				0.21
	小林	(旧)小林市	2,3,12,15				3.30
		(旧)須木村	8,12				3.17
	えびの市		1,13,15,20,25,27,30,35,43,44,46,52,54,55				(0.49) 11.93
	高原町		1,32				0.84
	都城	(旧)都城市	22,24,28,29,32,34,54,55,61,69,113				9.89
		(旧)山之口町	7				1.24
	高城	(旧)高城町	6,10,16				0.93
		三股町					54,56,66

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
防風保安林	総数		(3.36) 50.10	<p>1 主伐に係る伐採の方法は、林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね20m未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すばその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね10m未満のものをいうものとする。））にあつては禁伐とする。）</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 水源かん養保安林の2と同じ。</p> <p>4 水源かん養保安林の3と同じ。</p>	水源かん養保安林と同じ。	
	宮崎市	(旧)宮崎市 58	0.47			
	小林市	(旧)小林市 60	8.45			
	須木村	(旧)須木村 23	(0.13) 4.73			
	えびの市	19,37,38,42	20.98			
	高原町	24,33,34	(3.23) 15.47			
水害防備保安林	総数		1.32	<p>1 主伐に係る伐採の方法は、林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては禁伐とする。</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐とする。</p> <p>3 土砂流出防備保安林の4と同じ。</p> <p>4 土砂流出防備保安林の6と同じ。</p>	水源かん養保安林と同じ。	
	宮崎市	(旧)高岡町 67	1.32			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考		
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他			
潮 害 防 備 保 安 林	総 数		(225.15) 334.68	1 主伐に係る伐採の方法は、林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。 2 その他の森林にあっては、択伐とする。 3 土砂流出防備保安林の4と同じ。 4 土砂流出防備保安林の6と同じ。	水源かん養保安林と同じ。			
	宮 崎	(旧) 宮 崎 市	21,22,85,111				(159.02) 264.28	
	市	(旧) 佐土原町	30,34				(66.13) 70.40	
干 害 防 備 保 安 林	総 数		(44.67) 331.78	1 水源かん養保安林の1と同じ。 2 水源かん養保安林の2と同じ。 3 水源かん養保安林の3と同じ。	水源かん養保安林と同じ。			
	宮 崎	(旧) 高 岡 町	3,4,7,9,16, 26				106.31	
	市	(旧) 清 武 町	5				17.24	
	防	国 富 町	3,4,7,9,16, 26				38.26	
	備	綾 町	1,12,13				44.20	
	保	小 林 市	(旧) 野 尻 町				12	20.18
	安	えびの市	7,11,29,54, 55,58				60.92	
	林	高 原 町	35				(34.19) 34.19	
		三 股 町	45,55				(10.48) 10.48	

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
防火保安林	総数		24.48	1 主伐に係る伐採の方法は、禁伐とする。	水源かん養保安林と同じ。	
	小林市	(旧)小林市 42	24.48			
航行目標保安林	総数		0.08	1 主伐に係る伐採の方法は、伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。 2 その他の森林にあっては、択伐とする。 3 土砂流出防備保安林の4と同じ。 4 土砂流出防備保安林の6と同じ。	水源かん養保安林と同じ。	
	宮崎市	(旧)宮崎市 117	0.08			
保健保安林	総数		《563.80》 (1192.26) 1353.98	1 主伐に係る伐採の方法は、伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては択伐。 4 土砂流出防備保安林の4と同じ。 5 土砂流出防備保安林の6と同じ。	水源かん養保安林と同じ。	
	宮崎市	(旧)宮崎市 30,34	(190.81) 256.06			
	市	(旧)佐土原町 30,34	(66.13) 66.13			
	国富町	7	(9.22) 9.22			
	綾町	40-45,52-64	《563.80》 (757.06) 770.58			
	小林市	(旧)小林市 1,62	(0.85) 82.50			
	市	(旧)須木村 3,19,20	(19.96) 21.26			
	えびの市	42	(0.41) 0.41			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
保健保安林	高原町	35,36	(124.94) 124.94			
	都城市 (旧)山之口町	16	(12.40) 12.40			
	三股町	45,55	(10.48) 10.48			
風致保安林	総数		0.72	1 主伐に係る伐採の方法は、風致保存のため特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐とする。	風致の保全を考慮した施業を行うこと。	
	国富町	7,15	0.72	2 その他の森林にあつては、択伐とする。 3 土砂流出防備保安林の4と同じ。 4 土砂流出防備保安林の6と同じ。		

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
砂防指定地	総数		495.69	1 主伐に係る伐採の方法は、伐採種を定めない。	現状を変更する場合は県知事の許可を受けなければならない。	
	宮崎市		153.56			
	国富町		34.20			
	綾町		46.14			
	小林市		59.54			
	えびの市		37.63			
	高原町		14.73			
	都城市		74.78			
	三股町		75.11			

注1：砂防指定地を除く数値は、森林資源調査結果を基に算出

2：[]は他の保安林との兼種で内数

3：は公園との重複で内数

4：制限林の施業方法等の詳細については、保安林は県自然環境課、砂防指定地は県砂防課と協議を行うこと

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
国立公園 立種特別 園地 域	総数		(8.20) 19.21	<p>1 主伐に係る伐採の方法は、択伐とする。但し、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができる。</p> <p>2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3 伐期齢は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う林齢以上とする。</p> <p>4 択伐率は、用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。</p> <p>5 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。</p> <p>1) 一伐区の面積は2ha以内とする。但し、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</p> <p>2) 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。</p>	<p>1 伐採及び更新に際し特に風致上必要と認められる場合は、県知事は、伐区、樹種林型の変更を要望することができる。</p> <p>2 特に指定した風致樹については保育及び保護に務めること。</p>	
	都	(旧) 都城市 73,122	(8.20) 19.21			
国立公園 第一種特別 地域	総数		46.02	<p>1 禁伐とする。但し、風致の維持に支障のない限り単木伐採を行うことができる。</p> <p>1) 伐期齢は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う林齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>	風致の保全に考慮した施業を行うこと。	
	宮崎市	(旧) 宮崎市 126,127	46.02			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
国 種 特 別 公 地 域 園	総 数		(75.06) 124.07	<p>1 主伐に係る伐採の方法は、択伐とする。但し、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができる。</p> <p>2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3 伐期齢は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う林齢以上とする。</p> <p>4 択伐率は、用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。</p> <p>5 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 1) 一伐区の面積は2ha以内とする。但し、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 2) 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。</p>	<p>1 伐採及び更新に際し特に風致上必要と認められる場合は、県知事は、伐区樹種林型の変更を要望することができる。</p> <p>2 特に指定した風致樹については保育及び保護に務めること。</p>	
	宮崎市	(旧)宮崎市	111,116,130-134			39.45
	綾町		51,52,54-56,59,61-64			(75.06) 84.62
第三種特別地域	総 数		(498.33) 640.69	<p>1 全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。</p>	第二種特別地域と同じ。	
	宮崎市	(旧)宮崎市	124-126			124.63
	綾町		51-64			(498.33) 516.06

種 類	森 林 の 所 在			面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域 (林 班)			伐 採 方 法	そ の 他	
県 立 自 然 公 園	第 二 種 特 別 地 域	総 数			(6.05) 290.04	1 主伐に係る伐採の方法は、択伐とする。 但し、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができる。 2 県立自然公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う林齢以上とする。 4 択伐率は、用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 5 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 1) 一伐区の面積は2 ha以内とする。但し、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 2) 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。	
		都 城 市	(旧) 都 城 市	9,16-22	(6.05) 290.04		
	第 三 種 特 別 地 域	総 数			4.05		
宮 崎 市	(旧) 宮 崎 市	94	4.05				

種類	森林の所在			面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)			伐採方法	その他	
風都	総数			167.87	1 木竹の伐採を行おうとする者は、関係市町の風致地区内における建築物等の規制に関する条例の規定に基づき行うものとする。		
致市	宮崎	(旧)宮崎市	1,28,46,69	132.92			
地計	市						
区画	高原町		29,33	12.97			
法	都	(旧)都城市	11	15.14			
	城						
	市	(旧)高城町	11,13	6.84			
史文				9.58	1 文化財保護法及び条例による文化財がある箇所の森林の施業方法は、それぞれの施業方法に従うこと。		
跡化							
名財							
勝保							
天然							
法							
記念							
物							

注1：数値は、森林資源調査結果を基に算出

2：（ ）は保安林との重複で内数。

3：《 》は公園との重複で内数。

4：制限林の施業方法等の詳細については、自然公園は県自然環境課、風致地区は関係市町の都市計画担当課、史跡名勝天然記念物は国・県・市町指定ともに関係市町の文化財担当課と協議のこと。

2 その他必要な事項
なし。